



ベストピアは
小原靖夫の
個人誌です
2013年11月号
第321号

憲法第9条は何故、 どのように制定されたのか？（2）

はじめに

憲法改正の準備が着々と進み、特別秘密保護法案が間もなく国会を通過するでしょう。この後には集団的自衛権の審議に向かうと予想されます。憲法改正は可視可能な道程にあると言えます。

私は8月に見た映画「終戦のエンペラー」に触発されて、かねてより持っていた、「マッカーサーはなぜ、かくまで天皇を守ったのか」との疑問と興味を捨てきれず、ついに憲法制定過程の概要を学ぶまでに至りました。「憲法第9条はなぜ、どのように制定されたのか」をベストピア9月号に続いて記します。今回のテキストは

古関彰一著「日本国憲法の誕生」(岩波現代文庫)と

NHKスペシャル「日本国憲法誕生」(2007年4月29日放映されたDVD)です。

古関彰一さんの本を学ばせていただき、日本の平和憲法が沖縄の基地化を前提にして実現していることを教えられ、新たな問題を発見し再び興味が湧いてきました。(この件についてはまた次号以下で紹介していきます)

1, ポツダム宣言への日本の反応

(1)日本が黙殺したポツダム宣言

1945年7月26日発されたポツダム宣言で憲法にかかる所は次の通り。

10条 われわれは、日本を人種として奴隷化するつもりもなければ国民として絶滅させるつもりもない。しかし、われわれの捕虜を虐待したものを含めて、すべての戦争犯罪人に対しては断固たる正義を付与するものである。日本政府は、日本の人民の間に民主主義的風潮を強化しあるいは復活するにあたって障害となるものはこれを排除するものとする。言論、宗教、思想の自由及び基本的人権の尊重はこれを確立するものとする。

要約すると次の三点になります。

- ①軍国主義を排除すること
- ②民主主義の復活強化へ向けて一切の障害を除去すること
- ③言論、宗教及び思想の自由並びに基本的人権の尊重を確立すること

(2)日本が受諾に際してつけた条件

8月10日の受諾に際して、「天皇の国家統治の大権を変更する要求を含んでいないこと」即ち国体護持を可能とすることを申し出ました。

これに対する連合国の回答、一般に「バーンズ回答」と言われるもの

①降伏の時より、天皇及び日本国政府の国家統治の権限は降伏条項の実施のため、その必要と認める措置を執る「連合軍最高司令官」の制限の下に置かれるものとす。

②日本の最終的な統治形態はポツダム宣言に従い日本国民の自由に表現する意思により決定される。

これに天皇制を否定する文言がないので、国体護持はなし得ると日本側は解釈します。

(3)近衛文麿と幣原首相との内部対立

1945年10月4日、マッカーサーは東久邇宮内閣の国務大臣近衛文麿に「日本の憲法は改正しなければならない。憲法を改正して、自由主義的要素を充分取り入れる必要がある」と大きな声で決めつけるように言い、翌日5日、「人権指令」をだします。

その内容は①治安維持法の廃止②政治犯の即時釈放③天皇制批判自由化④思想警察の全廃等 この指令が実施できないとして10月5日東久邇宮は総辞職します。

10月8日、近衛（内大臣御用係）はマッカーサーではなくアチソン（米国国務省の代表・GHQの上部機関）を訪問、非公式に「改正の根本は国会は国民によって選ばれた代議機関でなくてはならず、内閣は国会に対して責任を負う、天皇の陸海軍統帥権をはじめとする大権を縮小し、国会の立法権を拡大し、人権を保障する、警察、教育における中央集権制を廃止する」との内容を聞き出しています。この時も、天皇の地位についてはなんら触れられていませんでした。

10月9日、幣原喜重郎内閣になり、翌日幣原はマッカーサーを訪問、次のような元帥の見解を聞き出しています。

「ポツダム宣言を履行するにあたり日本国民が何世紀もの長きにわたって隷属してきた社会の秩序伝統を矯正する必要がある。日本憲法の自由主義化の問題も当然この中に含まれて来るであろう」

幣原首相がマッカーサーと会談中に木戸内大臣が幣原首相に、憲法改正を近衛にやらせてはどうかとの電話をかけてきたとのこと。幣原は憲法改正は内閣の仕事で近衛には任せられないと考えていました。

10月25日、政府は松本烝治国務大臣を委員長とする「憲法問題調査委員会」を設置しますが、名前の通り改正が目的ではなく改正が必要かどうかを調査する委員会で閣議了解によってできたものでした。（官制ではない）。このような生ぬるい対応であったので、ポツダム宣言の内容の理解が甘く、この調査委員会の憲法改正案は後に見るようにマッカーサーに相手にされません。設置を急いだのはマッカーサーから催促されたのではなく、内

大臣府の近衛文麿に先を越されてはならないと焦ったからだと言われています。内部対立が既にあったわけです。

政治の世界はこんな国家存亡の時でも考えられない内部闘争があるのです。近衛文麿は箱根の奈良屋別館にこもり佐々木惣一を伴い憲法改正草案に着手していますが

近衛文麿は11月1日GHQによって解任、戦犯としての調査が開始されます。12月6日戦犯容疑者となり16日自宅で青酸カリ服毒自殺をとげます。

然し近衛はアチソンを通してワシントン国務省側(GHQからではなく)の訓令を情報として得ており、更に天皇制に関して「究極には日本国民の意思によって決せられるべきこと、即ち決して外部から強要する筋のものではない」更に憲法改正の基本構想は国民主権の確立であることを知っていました。即ち、国民主権を明らかにすれば天皇制護持は出来ると解っていたのです。

その根拠は10月23日米国務長官からのマッカーサーに送られていた訓令です。その内容は主権在民を強調するとともに天皇制について次のような細かい指示があります。

「もし、天皇制が残されない場合は――略――

もし、天皇制が残された場合は①天皇に勧告と助言を行う内閣は、代議制に基づく立法院の助長と同意によって選ばれ、かつ立法院に責任を負う

②略③天皇は内閣が提案し、議会在承認した憲法の改正を発議する。④立法院は自らの意思で開会することが認められる。⑤将来認められると思われる軍のいかなる大臣も文民でなくてはならず、軍人が天皇に直接上奏する特権は除去される。」ここには戦争放棄は書かれていないのです。誰が戦争放棄を言い出したのでしょうか？

(近衛が引き出した貴重な情報は幣原内閣では顧みられることはありませんでした。)

2、憲法改正草案に向けて

(1)民間草案にGHQは注目

こうして10月半ばから憲法改正の動きが活発になり、民間人、社会党、共産党等が改正案を作り始めます。

社会党案の特色は天皇を「象徴としての地位」に置いていたことです。象徴という言葉はここで既に出ています。

最も注目されたのは、民間人による「憲法研究会」の発足と、そこから発せられた「憲法草案要綱」です。この「憲法草案要綱」は1945年12月26日GHQに提出されていました。

①ワイマール憲法を範として社会権、生存権を重視、「国民は健康にして文化的水準の生活を営む権利を有する」(現憲法第25条の源)

②天皇は榮譽の淵源にして、国家的儀礼を司る

③国家の統治権は日本国民より発する等、

但し軍隊に関する規定。戦争放棄に関するものは有りませんでした。

然し、GHQは極めて高く評価し、GHQ民政局法規部長であったマイロ・ラウエル中佐(草案作成の中心人物)は「私は民間グループから提出された憲法に感心しました。これで憲法改正が大きく進展すると思いました。」これは民主的で受け入れられる(democratic and acceptable)。私はこの民間草案を使って若干の修正を加えればマッカーサーが満足する憲法ができると考えていました。これで憲法ができる」と強調しています。

(NHKスペシャルDVDより引用)

(2)遅かった政府の対応。毎日新聞のスクープ

政府側の対応は遅く、12月8日になってようやく「憲法問題調査委員会」の委員長、松本烝治が「憲法改正四原則」を打ち出しました。その内容は「①天皇が統治権を総覧せられるという大原則にはなんら変更を加えない」等で到底マッカーサーに受け入れられるものではありませんでした。この委員会は改正に関するアメリカ側の見解を探ろうともせず、近衛らが得ていた貴重な情報も無視し、加えて、3ヶ月に渡る会議の様子は一般国民に知らせようとはしませんでした。自信家で頭脳明晰な松本は自らの四原則に基づいて憲法を逐条的に検討しようとしたのですが委員会での審議は進まず、業を煮やし「これは自分で起草する他ない」と考え、鎌倉の別荘にこもり1946年の元旦から3日夜にかけて起草し1月4日に「松本甲案」を完成します。この私案が1月29日閣議に出され、30日から2月1日と連続閣議が開かれようとしていました矢先の出来事です。

憲法問題調査委員会が逐条審議の最中の1946年2月1日、毎日新聞が「憲法問題調査委員会私案」全文を一面トップでスクープしました。(リーク説もあり)

明らかになった私案は明治憲法の基本がそのままに残っていましたので、これでは日本政府はにポツダム宣言に準拠した憲法は作れないとGHQは判断しました。。

ミルトン・エスマン氏(GHQ草案に係わった人)の談話によると「明治憲法は改正ではなく解体が必要であった。始めは日本政府自らが民主化、非軍事化という基本的条件を満たす憲法草案を出してくると期待していました。その方が我々にしても良かったのです。」

(NHKスペシャル)

このような失態は基本的条件、即ちポツダム宣言を理解していなかったか無視したからです。

2月1日以降GHQは政府に改正案の提出をしつこく求めましたので、2月8日政府は松本案を閣議決定をせずに提出します。

この憲法調査委員会は閣議了解で始まっていたので、官制でないと批判され、又極秘扱いが非難され、内容が明治憲法の手直しであり、結果政府案とはみなされませんでした。10月25日から3ヶ月以上が徒労に終わります。無駄なことを熱心にする政治家は今も昔も変わりません。

(3)GHQ草案の登場

GHQの対応は速かった。2月1日の毎日新聞のスクープ記事を知って、激怒したマッカーサーは、草案作りを急ぎます。急がねばならなかったのです。

2月3日「マッカーサー三原則」をホイットニーに示して、それに沿って草案を作るように命じます。

マッカーサーが示した三原則の概要

- ①天皇は国の最上位の地位にある(天皇は国家元首の地位にある)。皇位は世襲される。天皇の職務と権限は、憲法に基づいて行使され、憲法の定めるところにより、国民の基本的意思に応えるものとする。
- ②国家の発動たる戦争は廃止する。日本は、紛争解決のための手段としての戦争、更に自己の安全を保持するための手段としての戦争をも放棄する。日本は、その防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。日本が陸海空軍をもつ権能は、将来も考えられることはなく、交戦権が日本軍に与えられることもない。
- ③日本の封建制度は廃止される。略

素晴らしい組織の活動

2月4日ホイットニーは1週間で草案を作る体制をとります。組織運営の見本となるような見事な采配ぶりです。

運営委員会を作りその下に8つの委員会を組織し条文の分担をさせますが、その前に、運営委員会での論議があります。そのメンバーは、C・L・ケーディス陸軍大佐、A・R・ハッシー海軍中佐、R・E・ラウエル陸軍中佐の弁護士経験のある3人です。

まず、ハッシーがマッカーサー三原則の①の修正意見、最上位という言葉は絶対的支配者としての権力を持っているとみなされる。それは連合(極東委員会)が拒絶しているところである。政治的権限を持たせないという意味で「象徴」と変える。

次にケーディスが②について国家が自衛の権利を否定されることは非現実的であるから、これを削除して「武力による威嚇又は行使は永久に放棄する」として侵略戦争の否定を明確にしました。

変更後の②は次のようになります。

「国権の発動たる戦争は廃止する。いかなる国であれ、他の国との紛争解決の手段としては、武力による威嚇又は行使は永久に放棄する。日本は、その防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。日本が陸海空軍をもつ権能は、将来も考えられることはなく、交戦権が日本軍に与えられることもない。

その後委員会に分担されますが、与えられた時間は1週間、その間の様子を女性委員のエラマンさんは次のように回想しています。

「第一生命相互ビルの最上階に簡易食堂があり、そこでサンドイッチの立ち食いなどをしながら、夜も白々となるころまで働いた。明方、宿舎に帰ってシャワーを浴び、1時間ほど仮眠して、また定刻8時には全員が集まって草案作りをやった。女の私も同様でした」委員会が一番多く条文を担当したのは人権に関する委員会で、全体の3分の1に相当する31カ条を3人で担当、その中に22歳の女性ベアテ・シロタ・ゴードンさんがいました。(彼女についての物語は沢山あります)

日本女性の恩人の活躍

人権条項の起草で注目されるのが、ベアテ・シロタ・ゴードンさん（当時22歳）の活躍です。女性の人権にかかる次の案は具体的かつ今日的なものと考え引用します。

「家庭は、人類社会の基礎であり、その伝統は、良きにつけ悪きにつけ国全体に浸透する。それ故、婚姻と家庭とは、法の保護を受ける。婚姻と家庭とは、両性が法律的にも社会的にも平等であることは当然であるとの考えに基礎をおき、親の強制ではなく相互の合意に基づき、かつ男性の支配ではなく両性の協力に基づくべきことを、ここに定める。これらの原理に反する法律は廃止され、それに代わって、配偶者の選択、財産権、相続、本居の選択、離婚並びに婚姻および家庭に関するその他の事項を個人の尊厳と両性の本質的平等の見地に立って定める法律が制定されるべきである」GHQ案第23条に採用されています。（英文後述）

「法律は生活のすべての面につき、社会の福祉並びに自由、正義および民主主義の増進と伸長を目指すべきである。この目的を達成するため、国会は次のような法律を制定するものとする。妊婦および乳児の保育に当たっている母親を保護援助し、乳児および児童の福祉を増進し、嫡出でない子および養子並びに地位の低い者のために正当な権利を確立する」（これらの案は採用されません）

ベアテさんは、ピアニストの父の仕事の関係で5歳から15歳までの10年間を日本で暮らし女性の差別を目の当たりにしていました。

今の日本に当てはまることも多い先見的な内容ですが、運営委員会はこの規定は憲法の関与すべきではなく他の法律で定めればよいと言って多くの提案がカットされます。激論が戦されたようです。「激論の中、私の書いた女の権利は無残に、一つずつカットされていった。一つの条項が削られるたびに、不幸な日本女性がそれだけ増えるように感じた。痛みを伴った悔しさが、私の全身を締め付け、それがいつしか涙に変わっていた」と回想しています。

日本政府が政府案を提出した2月8日には、GHQ案は殆ど出来上がっていたようです。

(4)GHQ案の受け入れをめぐる

2月13日、吉田茂外務大臣、松本烝治国務大臣らは8日の回答がもらえるばかりと思って会談にのぞみましたが、開口一番ホイットニーは「日本案は全然受託することができない内容である故に、自分たちで草案を作成した」と述べGHQ案が配布されました。更に「私たちは形式内容共に本案を決して押し付けるものではない。然し、マッカーサー元帥が米国内部の強烈な反対を押し切って天皇を擁護する為に非常に苦勞して慎重に考慮して、これなら大丈夫(天皇を護れる)という案になっている。最近の日本の情勢から見ても本案は日本民衆の要望にも合っていると信じている」「この新しい憲法の諸規定が受け容れられるならば、実際問題としては、天皇は安泰になると考えています」

2月16日、今、GHQ案を受け容れないと「外部から日本に対して憲法が押し付けられる可能性があり」その場合はGHQ案で「最高司令官が保持できるよう計らっておられる伝

統と機構さえも、洗い流してしまうようなものとなる」とGHQ案が天皇制を護る最終案であることを日本側に警告しています。

2月18日、然し政府は粘り強く松本案の再説明(説明補充)をしようとしませんがホイットニーは「松本案は検討に値するものではない。GHQ案を手直ししてもいいから48時間以内に受け入れを決定するように迫りました。(最終通告)

日本側は13日から閣議は開かれていません。ここに至ってもポツダム宣言を甘くみていたようです。

2月19日やっと閣議が開かれますが意見は纏まらず、幣原首相は困ってしまい、回答の期日を22日まで延期をGHQに依頼し承認されます。

2月21日幣原首相がマッカーサーを訪ね、3時間に及ぶ会談となります。その時の模様を芦田厚生大臣が筆録した内容は次のようになっています。有名な文脈ですが、改めて読むと興味が尽きません。

「吾輩は(マッカーサー)日本の為に誠心誠意図っている。天皇に拝謁して以来、如何にもし天皇を安泰にしたいと念じている。一略一
然し、極東委員会のワシントンにおける討議の内容は実に不愉快なものであったとの報告に接している。それは総理の想像に及ばない程日本にとって不快なものだと聞いている。自分も果たしていつ迄この地位に留まりうるや疑わしいが、其の後がどうなるかを考へる時自分は不安に堪えぬ。ソ連と豪州とは日本復讐戦を疑惧して極力之を防止せんことを努めている。吾等がBasic Formsというのは草案第一条に戦争を抛棄すると規定するところにある。戦争を抛棄すると声明して日本がMoral Leadershipを握るべきだと思う」

ここに至って天皇の象徴的地位と戦争抛棄とがつながっていることを幣原首相は理解できたようです。

私見ですが、このマッカーサーの大演説の中で、「天皇に拝謁以来――」との言葉に未だ隠された謎があるのではないかと感じています。マッカーサーは自分の地位をもかけていることも分かります。命をかけても天皇を護るのは日本の精神であったわけですが、マッカーサーは天皇を守るには、日本が天皇の名の下に戦争をしないことの確証がなければ極東委員会や連合国の納得はえられないと考え自分の地位をかけて交渉しています。何故これ程までに天皇を護ろうとしたのか？疑問は消えません。

(5)GHQ案の「日本化」に向けて

2月22日、GHQ案受け入れの閣議が開かれ決議されましたが、その時に配布されたのは1条から9条の松本試訳だけでした。全訳する時間がありませんでした。

2月26日、外務省訳(全訳)が提出され、二つの訳文が閣議決定されました。

2月27日、GHQからの嚴重な秘密保持の要請のもと日本案の起草が始まります。

期限は当初は3月11日でしたが度重なる催促があつて3月2日に日本語のまま英訳せずGHQに提出しています。

この作業はGHQ案の単なる日本語訳ではなく法制局官僚の巧みな「日本化」がなされます。担当したのは松本、入江、佐藤の三人でした。

多くの点で違いがありますがここでは次の5点に絞ります。

①日本案はGHQ案の前文をカットしました。

②GHQ案第1条―――天皇は日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴である。

この地位は主権を有する国民の総意に基づくものであってそれ以外の何ものにも基づくものでもない。

日本案―――天皇は日本国民至高の総意に基づき日本国の象徴及び日本国民統合の標章たる地位を有する。 (主権を避け至高に置き換えます。)

③GHQ案第6条―――天皇は内閣の助言と同意においてのみ、国民のために

左の国の職務を行う

日本案―― 天皇は内閣の輔弼により―――

④GHQ案第23条はあのベアテさんが運営委員会で奮闘して残した数少ない女性の人権にかかるものです。英文は次の通りですが日本案はこれをカットしました。

Article XXIII. The family is the basis of human society and its traditions for good or evil permeate the nation. Marriage shall rest upon the indisputable legal and social equality of both sexes, founded upon mutual consent instead of parental coercion, and maintained through cooperation instead of male domination. Laws contrary to these principles shall be abolished, and replaced by others viewing choice of spouse, property rights, inheritance, choice of domicile, divorce and other matters pertaining to marriage and the family from the standpoint of individual dignity and the essential equality of the sexes.

⑤GHQ案第20条の人権規定

GHQ案―――集会、言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない

日本案―――凡ての国民は安寧秩序を妨げざるかぎりに於いて、言論、著作、出版、集会及び結社の自由を有す。

GHQ案は自由に制限をつけていませんが、日本案は「法律の範囲内」の制限をつけています。

その他削除されたものを含め「日本化」(明治憲法へ傾くこと)がなされました

(6) 「日本化」案とGHQ案とのすり合わせ作業

この改正案の提出は当初は3月11日でしたが、GHQの頻繁な催促により、3月2日(土曜日)完成させ、日本語のまま3月4日提出されることになりました。この提出の場面は極めてドラマティックです。

3月4日午前10時に松本丞治国務大臣が届けることになっていましたが、その朝、松本は佐藤辰夫に突然同行するように求めます。佐藤は「あまり気の進まぬまま大臣に同行」します。試案を手にしたホイットニーは早速作業に取りかかった。翻訳者も用意され準備万端整えていました。結局この作業は翌日午後4時までの30時間休みなしに続けられることになります。

日本側は始め松本と佐藤の2人と翻訳官2人でしたが、議論沸騰の中、松本が逃げ出すのです。「一条ごとに議論をしておいたのでは終には殴り合いくらいやらないとも限らないから、これはひとつ帰ろうというので、私は用事があると言って帰ったのです」佐藤は退去することなく孤軍奮闘します。先方は約17名だったと佐藤がメモを残しています。対立点を先に示した5点についてみていきます。

①前文が削除されていたことについて、ケーデイスは「前文をオミットするのはいかん。前文はGHQ案そのままのものをつけろ」と強い調子で言われ佐藤は致し方なく既に手元にあった外務省訳をつけ原案に戻しました。

②主権在民の明確な規定がなくなっていると指摘されますが、主権が至高に変えることは見破られなかったのです。これは後日大問題となります。

③天皇の国事行為を内閣の「輔弼」(ホヒツ)も否定されます。この有名になった「輔弼」にはアレルギー反応を示すようです。

激しい論議の末、GHQ案の「助言と同意」が「助言と承認」に変わりました。

「輔弼」とは天皇の行為としてなされ、或いはなされざるべきことについて進言すること」明治憲法第3条、天皇は神聖にして侵すべからず。

第55条(1)国務大臣は天皇を輔弼しその責に任ず(2)凡ての法律勅令その他国務に関する詔勅は国務大臣の副署を要す。

これらの条文から天皇は罪を犯さないことになる解釈が導き出されていきます。

④ベアテさんの女性の人権の所ではNHKスペシャルが印象的です。

「3月5日午前2時、女性の人権に関する条文を日本側が削ると主張。16時間通訳をしていたベアテさん、眠気が吹き飛んだという。国民に合わない、歴史に合わない、文化に合わない。とてもびっくりした。その反対の強さは、天皇制と同じ気持ちみたい」

最終的には元に戻され現行憲法第24条の種が芽を出した瞬間です。

実に日本女性の大神人と言うべきでありましょう。

⑤日本案で制限をつけられた集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は保障されるという現行憲法第21条への準備が整いました。

30時間の交渉が不眠不休で続いた。全ての条文が完成したのが3月5日午後4時。ホイットニーが始めて現れて佐藤と握手。「安心したという顔をして、ありがとう。どっちの憲法をつくったのかという調子で握手して、当時変な気持ちでした。」と佐藤辰夫は言っています。最後まで頑張った佐藤、逃げ出した松本内務大臣、官僚に頭が上がるわけがありません。

3、マッカーサーと極東委員会の確執

翌3月6日、政府は緊急記者会見で憲法改正草案要綱を発表。「世界に戦争放棄の宣言を憲法中に明記し、世界唯一の新憲法を起草せんことを命じているもの」

改正案の突然の公表。主権在民、戦争の放棄、真新しい言葉が紙面をにぎあわせました。マッカーサーがこの案に全面的支持を表明します。

(1)既成事実にする極東委員会

3月6日の政府草案要綱の発表は米国務省にとっては寝耳に水でした。前年12月16日のモスクワでの米英ソ三国外相会談で日本の憲法を承認するのは極東委員会の権限とされていたにもかかわらずマッカーサーに無視されたのです。

ここからマッカーサーと極東委員会（連合軍）との戦いが表面化しますが、この問題を通して何故マッカーサーが憲法改正案を急いだのかが見えてきます。

3月6日からマッカーサーと連合軍及びマッカーサーと米国務省との間の権力闘争が激しくなってきました。マッカーサーは極東委員会の活動が始まる前に天皇を守るために、又日本国の占領政策を成功させるために極東委員会を無視して次のような既成事実を作っていました。

①憲法改正草案要綱の発表（3月6日案）

②戦後初めてとなる普通選挙による衆議院議員の選挙の日程を決めたこと。

1945年10月10日衆議院議員選挙法の改正に関し閣議決定

1946年1月29日衆議院議員選挙を3月31日と閣議決定を憲法草案の遅れを見計らって

1946年2月25日これを4月10日に延期すると決定します

③ 1946年1月19日「極東国際軍事裁判所憲章」をマッカーサーの権限で発表します。

その内容は天皇を戦犯からはずす目的で「被告人の責任から国家の元首」を除くという大胆なものです。

(2)極東委員会の最終対応

極東委員会の実質的な譲歩によって5月13日、選ばれた議員によって十分な憲法審議を行うように「新憲法採択の諸原則」をGHQに伝えます。その内容は

- ①十分な討議と審議のために適当な時間と機会を与えること。
- ②明治憲法と新憲法との間に完全な法的継続性が保証されること。
- ③新憲法は、日本国民の自由な意思が積極的に表明されていることがはっきり分かる方法で採択されること

激しいやりとりが3月6日から10月29日迄、なんと3ヶ月以上にわたって行われました。これらの意向をくみ第90回帝国議会が開院されることとなります。

4、第90回帝国議会開院

(1)マッカーサーの演説

第90回帝国議会(3月6日の政府草案のみを審議する国会)

帝国議会の招集は5月16日、開会は6月20日、当初の予定は40日でしたが4回にわたる会期延長で10月7日までと言う長い期間になりました。これは連合国が期待する慎重にしてかつ日本国民の自発的な憲法を作ると言う目的に合致した形となりました。

開会に先立ってのマッカーサーの演説は極東委員会の意向をくんだものでした。

「今回議会における憲法改正草案を提出するに際し、日本国民は日本の歴史に置いて誠に重大なる時期に直面している。日本国民の生活の基本はこの重大問題をいかに取り扱うかによって決定される。この問題を解決するためには、①かかる憲章の規定を討議するために十分な時間と機会と与えられかつ、②本改正憲法が明治22年発布の現行憲法と完全なる法的持続性を保障されまた、③かかる憲章の採択が日本国民の自由なる意思の表明を示すべき事が絶対に必要である。中略

今議会に提出された政府草案は日本人による文書であり日本国民のためのものである。それを草案通りに採択するか修正を加えるか、あるいは否決するか、すなわちその形式と内容等を決定するのはいつに日本国民が正当に選出した議員の手によって行われるべきものである」この演説によって原案修正又は追加が可能になり4ヶ月に渡る審議が活発に行われることになりました。

(2)帝国議会で論戦になったこと

修正可能となったことで積極的な論議が多くされていますが、ここで4点に絞って次に記します。

①国民主権と象徴天皇制

政府草案第1条「天皇は日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は日本国民の至高の総意に基づく」この至高と言う訳語(英文ではSovereignty of the people will)を巡って論争が始まります。5月3日枢密院で野村吉三郎によって始まり、6月28日の本会議で野坂参三が激しく追求し、問題は国会の中では収まらず7月7日の「民報」のトップ記事となりました。GHQが3月5日の徹夜作業で見落とししていた所ですが、この民報に

は注目しており、7月11日「日本語訳は主権という言葉に至高という言葉に変えてしまっている」

7月23日、マッカーサーはケーディスを首相官邸に送り込み、GHQの意向を次のように伝えます。

「主権の所在につき日本語の表現は極めて不明確である前文なり条文なりのどこかに主権が国民にあることを明示されたい。”至高”という言葉を使って殊更に歪曲したものである—主権が国民にあることを明文化してもらいたい」このようにして法制官僚の日本化も見破られ7月25日”至高”は”主権”に変わり象徴天皇制と国民主権が明確に修正可決されることになりました。このことを新聞で知ったケーディスは「死ぬほど嬉しかった」と米国政府に電話で伝えています。極東委員会へ顔向けができ、マッカーサーを守ることができたからでしょう

②生存権の追加

政府草案第23条「法律は、すべての生活部面について、社会の福祉、生活の保障、及び公衆衛生の向上及び増進のために立案されなければならない」となっていました。以下のように追加されます。

民間草案の憲法研究会の主なメンバーであった森戸辰男(社会党議員になっていた)は戦前大学を追われドイツに留学、ワイマール憲法を学んでいました。敗戦後の焦土と化した日本で餓死者が続出しているのを見て人間に値する生活権を得させなければならないと考え、すべての国民は健康にして最小限度の文化的水準の生活を営む権利を有する」を第23条に挿入するように尽力しました。

論議の末に最小限度と言う言葉を最低限度に変えて現在の第25条に決まりました。

③義務教育の延長

政府草案第24条「全て国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。全て国民はその保護する児童に初等教育を受けさせる義務を負う初等教育はこれを無償とする」

この初等教育をめぐって、青年学校(当時の夜間中学校)の教師や生徒が立ち上がり、「敗戦に導くような醜悪な世相の原因は過去の教育が特権階級の恵まれた少数の者の教育にのみ力を注いだ罪による」と訴え、初等教育を普通教育と言う文言に変え中学校まで義務教育にすることができました。私はこの条文のおかげで高等教育を受けることができましたのでこの条文には万感の思いがあります

(4)芦田修正の経緯 憲法第9条

議会における政府草案修正の中で最大の関心は戦争の放棄の第9条です。

この修正は二転三転して発案者の意図しなかった方向に変えられる？可能性を含んだ条文となっていきます。

政府草案第9条

①国の主権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、他国との間の紛争の解決の手段としては、永久にこれを放棄する（戦争の放棄）

②陸海空軍その他の戦力は、これを保持してはならない。

国の交戦権はこれを認めない。(武力非保持)

7月27日、鈴木義男が「このままでは、全く押しつけられた感じが残る。日本側が積極的に作った印象をつけるために、9条の冒頭に『日本国は平和を愛好して国際信義を重んずることを国是とする』の規定をいれたらどうか」と提案、種々論議がありましたが、7月29日芦田首相が次の試案を示しました。

先ず、鈴木案を受け、「これを保持してはならない」を削除して

①国の主権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、他国との間の紛争の解決の手段としては永久にこれを放棄する(戦争の放棄)

②日本国民は正義と秩序とを基調とする国際平和を誠実に希求し、陸海空軍その他の戦力を保持せず、国の交戦権を否認することを声明す(武力の非保持)

更に①と②を入れ替え、新しい②の前に、「前掲の目的を達するため」を挿入する。

次のように変わります。

①日本国民は正義と秩序とを基調とする国際平和を誠実に希求し、陸海空軍その他の戦力を保持せず、国の交戦権を否認することを声明す(武力の非保持)

②前掲の目的を達するため、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、他国との間の紛争の解決の手段としては永久にこれを放棄する(戦争の放棄)

これがオリジナルな芦田修正と言うべきでしょう。然し、思わない方向にエネルギーがながれます。

鈴木は入れ替えには何か違和感があるのもとに戻した方がいいと発言します。それを受けて、進歩党の犬養健が「芦田委員長の言われたのは非常に良い文である。①と②をもと通りにして②の前に「前掲の目的を達するため」を挿入して何か差し障りがありますか?」と発言しました。これが最終的な修正になってしまいました。

この会議を傍聴していた島静一さんはこの状況を振り返って次のように言っています。

「芦田さんの熱心さに打たれ、それに対する反対論は出なかったと思う。先ず憲法修正、改正だけを早くやりたいと。将来の問題は将来考えるというぐらいの余裕しかなかった。将来それが仇になって、問題になるという意識は無かったと思う」(NHKスペシャル日本国憲法誕生)

かくて、第9条が現在の日本国憲法のように決まります。

①日本国民は正義と秩序とを基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する(戦争の放棄)

②前掲の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。(武力の非保持)

然し、事務方を務めていた佐藤辰夫が芦田首相に耳打ちをします。「これでは前項が、国際紛争を解決する手段を指し、自衛のための戦力は持てると解される恐れがあり、修正は許されないかもしれない」と進言しますが、芦田首相は「大丈夫、大丈夫、余計なことは心配するな」と宥めています。前掲は前項となります。

芦田首相はこの時は「前項」は①の「日本国民は正義と秩序とを基調とする国際平和を誠実に希求し」を意味すると言っていました。後に自衛のためには戦力がもてると変わります。

(5) 芦田修正に対する連合国の反応

①GHQのケーディスは「修正によって自衛権が認められることになることは知っていた、日本は国連の平和維持軍への参加を将来考えているのだろうと推測していた」と答えています。

ここで大切な事は、マッカーサーの最初の考と、ケーディスの考えは始めから異なっていたことです。

マッカーサーが1946年2月3日に示したマッカーサー三原則の2番目は

「国権の発動たる戦争は廃止する。日本は紛争解決のための手段としての戦争、さらに自己の安全を保持するための手段としての戦争をも放棄する。日本はその防衛と保護を今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。日本が陸海空軍を持つ権能は、将来も考えられる事はなく、交戦権が日本軍に与えられる事もない」

でしたが、運営委員会でケーディスによって修正されています。

天皇を守るために、戦争を放棄すると考えていたマッカーサーの元々の考えは日本の全面戦争放棄であったと考えられます。

② 極東委員会の反応

修正案はワシントンの極東委員会に伝えられて検討されます。9月21日の会議で修正案が取り上げられ大紛糾をします。中国の国民政府が強い懸念を示します。「これでは軍隊を保有できる可能性が生まれる。自衛という名の下に再軍備の危険がある」自衛と称して侵略戦争を行ってきた日本軍への懸念が表れました。イギリスの代表団も「曖昧さが残る非常に悪い起草、理由を尋ねる権利がある」といいます。オーストラリア代表に至っては

「占領軍が撤退すれば日本は軍隊保有の改正を行うかもしれない。陸軍や海軍大臣のポストを設けて武官を据えるだろう」軍人が政治に介入することの危機感を抱く連合国にあって、ソ連が新たな条文の追加を求めてきました。「ある種の軍隊で国民を欺く可能性がある。よって閣僚はシビリアンと言う条文を挿入すべきである」大臣の資格として軍人を認めず文民とする文民条項の追加を求めたわけです。日本の軍国主義復活を防ぐためにシビリアンコントロールを迫るソ連、日本政府の改正案に留保の国が相次ぎ、このままでは極東委員会で改正案が承認されない事態になり、マッカーサーに緊迫した状態が至急電話で伝えられ、マッカーサーはすぐに動きます。9月24日ホイットニーが吉田首相を訪問し頼み込まれたような形で吉田首相はその要求を受け入れました。翌日9月25日文民条項(現在

の憲法第66条2項)の追加がなされ第9条は日本の修正案通り認められました。このようにして1946年10月7日日本国憲法は帝国議会を通過しました。公布の日は11月3日と決まり実施は1947年5月3日(東京裁判開廷1周年の日)となりました。

結び

このように帝国議会では時間をかけた論議がなされ、GHQ案にない修正・追加が行われていましたが、このことが明らかになったのは1995年(平成7年)戦後50年目でした。もっと早く明らかにされていれば押しつけ憲法であったか否かの論議も変わっていたかも知れません。政治家の変説はよくあることは今に始まったことではありませんが、一番大切なところで手抜きをするのも政治家の手段のように感じます。

文中での島静一さんの言葉「将来のことは将来考える」という政治家の態度は、今の原発問題に通じます。国会の延長は慎重な審議だけでなくジェスチャーで国民の目をくらませることもあります。一人でも多く真に正義感のある議員、多数決に負けない議員を選ばなくてはならないと痛感します。

今年の8月に見た映画終戦のエンペラーがきっかけとなって、フェラーズ准将とマッカーサー元帥について学ぶこととなり、ついには日本国憲法の制定過程まで概要を記すことになりました。そして最初の興味と疑問、「なぜマッカーサーはかくまで天皇を守り通そうとしたのか」と言う疑問には答えることができませんでした。

マッカーサーが天皇を守ろうとする言葉で興味のある発言を2つ再掲します。

「吾輩は日本のために誠心誠意図っている。天皇と拝謁して以来いかにしても天皇を安泰にしたいと念じている」(1946年2月22日幣原首相との会談)

「しかしながら極東委員会との協議のために私の部下の中から1名の係官を派遣することが問題の解決になるとは思わない。第一に私は最高司令官として憲法改正問題に特別の個人的関心を持っており、この問題で私の私見を詳細に代弁できる立場にいる係官は私を置いて他にない」(1946年5月4日マッコイへの返信書簡)

マッカーサーは第1回の日皇との会談以来11回懇談されていると言われますがその間に懇親が深まっていったのでしょうか。これらの内容は残念ながら昨今の個人情報保護法、特別秘密保護法等で明らかにされる方向はますます困難になっています。(特別秘密保護法について日本の歴史学者が歴史における政策決定のプロセスが検証できなくなると学問の危機を訴え反対の声明を出しています)

いずれにせよ、日本においては憲法改正に向けての外堀は埋められてしまいました。

世論の形成も巧みに操られていますから遠くない将来国民投票になるでしょう。

その時賢明な日本国民がどのような判断をするかは国民一人ひとりの学習状況によって決まります。熱心に憲法を研究し平和憲法を守ろうとする団体も少なくありません。日本の平和憲法を世界文化遺産に登録しようとする団体もあります。最後に参考のため現行の日本国憲法と今年2013年4月27日決定の自由民主党改正草案の第1条第9条を対比をして今月号を終わります。

現在の日本国憲法

第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第2章 戦争の放棄

第9条 ①日本国民は正義と秩序とを基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する(戦争の放棄)
②前掲の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。(武力の非保持)

自由民主党案

第1条 天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であって、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく

第2章 安全保障

第9条 ①日本国民は正義と秩序とを基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。、
②前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

国防軍

第9条の2 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 国防軍は、第1項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に強調して行われる活動及び公の秩序を維持し、または国民の生命もしくは自由を守るための活動を行うことができる。

4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制および機密の保持に関する事項は、法律で定める。

5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。

この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

